

仙台市プレミアム付商品券取扱店募集要項

令和元年6月

令和元年8月1日改訂

仙台市プレミアム付商品券事業実行委員会

仙台市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下「委員会」という。）は、商品券の取扱店を以下のとおり募集いたします。

1. 資格要件

商品券を取り扱うことのできる事業所（以下「取扱店」という。）は以下の要件を満たさなければなりません。

- 1) 仙台市内に所在する事業所であること。
- 2) 下記「**6. 商品券の利用対象にならないもの**」に記載の物品、サービス等のみを取り扱う事業所でないこと。
- 3) 登録申請者等が暴力団（仙台市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- 4) 暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。

尚、取扱店が、虚偽の申請を行った場合、営業形態が公序良俗に反すると認められる場合または本要項に違反する行為が認められた場合、委員会は換金の拒否や登録を取り消す場合があります。

2. 申込方法

取扱店の登録を希望される方は、「専用ホームページから登録申請」または「登録申請書をFAXで提出」のいずれかの方法で登録申請を行うことができます。

なお、登録料はかかりません。

◆ 専用ホームページから登録申請を行う場合

仙台市プレミアム付商品券事業実行委員会の専用ホームページ内の登録フォームに従って申請してください。

【専用ホームページ】 <https://www.sendai2019shohinken.com>

◆ 登録申請書をFAXで提出する場合

「仙台市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記の提出先までFAXにてお送りください。様式（PDF）は上記専用ホームページからダウンロードできます。

（注）仙台市内に複数の店舗がある場合、「仙台市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」と併せて「店舗名」「所在地」「TEL・FAX」「商業施設名」「業種」を一覧表（様式自由）でお送りください。

また、店舗毎に換金額の振込を希望される場合は、一覧表にそれぞれの店舗の振込口座を記載してください。

【提出先】（株）日専連ライフサービス 仙台市プレミアム付商品券取扱店登録申請係

【登録申請専用FAX】 022-266-8654

3. 登録後

取扱店登録完了後、登録完了通知及び関連ツール（取り扱いマニュアル・商品券売上報告書などの帳票類及び店頭に掲示していただく取扱店表示ステッカー等。9月下旬配付予定。）が届きます。

尚、登録完了後であっても以下に該当する場合、委員会は換金の拒否や登録を取り消す場合があります。

- 1) 登録申請内容に虚偽・不備・不正等があった場合
- 2) 営業形態が公序良俗に反すると認められる場合
- 3) 本要項に違反する行為が認められた場合
- 4) 委員会が換金の拒否や登録を取り消すことが適当と判断した場合

4. 申込受付期間

令和元年6月28日（金）から12月20日（金）

・ **8月15日（木）**までに委員会に登録申請が到着したものについては、登録完了後、商品券の販売開始（10月1日）に合わせて発行する利用者向けの取扱店ガイドに店舗名が掲載されます。8月16日以降に登録申請が到着したものについては、登録完了後、専用ホームページで店舗名を紹介します。

・ **9月2日（月）**までに委員会に登録申請が到着したものについては、商品券の利用開始日（10月1日）から取り扱い開始ができるよう、登録完了後、9月下旬に関連ツール等を送付いたします。

（9月3日以降に登録申請が到着したものについては、10月2日以降の取り扱い開始となります。）

※ 申請書や申請手続き等に不備があった場合は、この限りではありません。

5. 取扱店の責務

取扱店は次に掲げる事項を遵守していただきます。

- 1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、下記「**6. 商品券の利用対象にならないもの**」を除き、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行います。
取扱店として商品券の利用対象外としたい物品、サービス等がある場合は、利用者に分かりやすく明示してください。
- 2) 商品券が利用できる店舗であることが明確になるよう、委員会が配付する取扱店表示ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 3) 利用者から商品券を受け取ったときは、「偽造防止ホログラムがない」、「色合いが明らかに違う」、「カラーコピーでの複写がわかる」など、偽造等された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を委員会へ報告してください。その他商品券の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに委員会に申し出てください。
- 4) 委員会から指示があった場合は、その指示内容に従ってください。
- 5) 商品券の二次利用（流用）・その他不正利用等を行わないでください。
- 6) 取扱店の登録内容に変更があった場合は、速やかに委員会に届け出てください。
- 7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱店側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- 8) 宮城県暴力団排除条例及び仙台市暴力団排除条例を遵守してください。

6. 商品券の利用対象にならないもの

取扱店であっても、次に掲げる物品、サービス等の購入は、商品券の利用対象外とします。

- 1) 出資や債務の支払い及び金融商品の購入
- 2) 商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじの購入及び電子マネーのチャージ
- 3) 切手、官製はがき、印紙の購入

- 4) 仕入れ等の事業資金の支払い
- 5) 不動産・自動車の購入
- 6) 国や地方公共団体への支払い
- 7) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い（ただし、飲食の提供が主目的であり、接待を常態として行っていない取扱店は利用可能とする）
- 9) 各取扱店が指定するもの
- 10) 公序良俗に反するもの
- 11) その他委員会が指定するもの（交通機関乗車券等、換金性の高いもの）

7. 商品券取り扱いの注意事項

- 1) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 2) **商品券の利用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日まで**です。
商品券の有効期限（令和2年3月31日）を過ぎた商品券は絶対受け取らないでください。万一、受け取ってしまった場合、換金には応じることはできません。
- 3) 商品券額面以下の利用であっても、釣り銭は渡さないでください。
- 4) 不足分は、現金等他の方法で決済してください。
- 5) 商品券の盗難・紛失・滅失または偽造・模造等については、委員会は責を負いません。
- 6) 既に商品券の裏面に取扱店名が記入または押印済みの商品券は受け取らないでください。

8. 商品券の換金

- 1) 取扱店は、利用者から受け取った商品券の裏面に取扱店名を記入または押印し、取扱店控え（半券）を切り取った上で、必要事項を記入した「商品券売上報告書」に当該商品券を添えて、所定の返信用封筒で委員会宛に送付します（郵送料は受取人負担）。取扱店控え（半券）は取扱店側で大切に保管してください。
- 2) 委員会は、送付された商品券と商品券売上報告書を確認の上、各取扱店の指定口座に換金額を振り込みます。
 - ※ 換金手数料はかかりません。
 - ※ 振込手数料は委員会が負担します。
 - ※ 万一入金額に差異があった場合、取扱店控え（半券）による照合が必要となります。したがって、入金確認を完了されるまで取扱店控え（半券）は取扱店側で大切に保管してください。
なお、取扱店控え（半券）がない場合は、入金額に差異があっても異議申し立てはできませんのでご注意ください。

3) 換金精算の期日

- ① 令和元年10月から令和2年3月まで
 - ・各月15日までに到着した分を当月末日にお支払いします。
（但し、金融機関が休業日の場合は前営業日とします。）
 - ・各月末日までに到着した分を翌月15日にお支払いします。
（但し、金融機関が休業日の場合翌営業日とします。）
- ② 令和2年4月 ※換金受付の最終締切月
 - ・最終の換金締め日は令和2年4月下旬を予定。最終スケジュール及び換金方法の詳細は、後日配付する「取り扱いマニュアル」（9月下旬配付予定）を必ずご確認ください。
 - ※ 最終の換金締め日を過ぎて委員会に到着した商品券の換金には応じられませんので、ご注意ください。

ださい。

9. その他

- 1) 商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、取り扱いマニュアル(9月下旬配付予定)を参照してください。
- 2) 取扱店において商品券の肖像使用を含む広報告知物を作成する際に、専用ホームページに掲載する委員会規定のもの以外を使用する場合は、事前に委員会の承認が必要となります。
- 3) 利用者への不利益を与える行為や、故意により委員会等に対して損害を与える行為等を行った場合は、登録の取り消し、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください。
- 4) 本要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、委員会がその対応を決定します。
- 5) 委員会は国の補助事業を活用して事業を行っていることから、国の方針等によって、本要項の内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。

10. 問い合わせ

取扱店についての詳細は、専用ホームページ (<https://www.sendai2019shohinken.com>) をご確認ください、またはコールセンター(TEL 022-266-8651)にお問合せください。